

(苦情解決)

- 第 30 条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 32 条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者 zu 周知徹底する体制を整備すること。
 - 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該、教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(児童福祉施設と非常災害)

第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第9条の5及び第10条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第9条の4及び第10条第2項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員に

については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の3 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第10条 〈 略 〉

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

(食事)

第11条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第12条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は

一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

(設備の基準)

第 32 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 1 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- 3 ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- 4 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 5 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 6 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- 7 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 8 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては耐火建築物）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することと

		し、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。2において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第 32 条の 2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 4 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第33条 〈 略 〉

- 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 25 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所 1 につき 2 人を下ることはできない。

(施行期日)

- 1 この府令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第33条第2項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業基準」という。）

第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 〈 略 〉

附則

この府令は、令和7年4月1日から施行する。

⑧ 幼保教育・保育要領：幼保連携型認定こども園教育・保育要領

⑨ 幼稚園教育要領

⑩ 保育所保育指針

⑪ 幼保連携型認定こども園園児指導要録

＜⑧⑨⑩⑪こちらでご確認ください＞↓

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_0000000037.html

⑫ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

第3章 第2節3（5）与薬への留意点

幼保連携型認定こども園において園児に薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の園児が誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育教諭等で対象の園児を確認し、重複与薬、与薬量の誤認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、その園児の観察を十分に行い、異変等がないか、しっかりと確認することが重要である。

⑬ 保育所保育指針解説

第3章1（3）⑤ 与薬に関する留意点

保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。

その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参さ

せることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。

与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

⑭ 乳児保育通知：保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について〔平成10年4月9日厚生省児童家庭局長通知〕

〈 前文略 〉

1 〈 略 〉

2 留意事項

(1) 乳児保育指定保育所等の廃止について

乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特別保育所（以下「指定保育所等」という。）については、今般、平成10年4月8日児発第283号「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所にあつては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準（乳児室及びほふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保母の配置及び保健婦（又は看護婦）の配置）を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。

(2) 〈 略 〉

⑮ 府子本第143号、元初幼教第15号、子保発0221第4号：認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について〔令和2年2月21日内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知〕

〈 前文略 〉

1. 〈 略 〉

2. 利用園児がいない時間帯の職員配置について

現行の規定においては、基準省令第5条第3項ただし書及び基準告示第二の一のただし書に、認定こども園における職員の配置を担保するための規定を設けている。当該規定の趣旨は、基準省令第5条第3項及び基準告示第二の一に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、教育及び保育に従事する職員の配置を確保するものであり、園が開所する全ての時間帯において教育及び保育に従事する職員を配置することを求めるものではない。

認定こども園において、開所時間中に、全ての利用園児が帰宅するなどにより利用園児のいない時間帯が生じた場合にあつては、教育及び保育に従事する職員の配置を求め

ないこととすることも差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から認定こども園に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも園の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取ることができる体制を確保すること。

なお、認定こども園においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく園の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があることに留意すること。

〈 別紙 略 〉

⑯ 県条例：認定こども園の認可等に関する条例

（幼保認定型こども園の設備及び運営の基準）

第3条 法第13条第1項の規定による条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）及び法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条（第1項及び第5項を除く。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府省令第4条第2項	35人以下	35人（満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人）以下
府省令第10条	子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるもの	その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業又は知事が別に定める事業
基準条例第7条第2項	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）

基準条例第 7 条第 3 項	児童福祉施設	認定こども園の認可等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 63 号）第 2 条第 1 号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
基準条例第 7 条第 4 項	児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第 9 項までにおいて同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第 7 条第 6 項から第 8 項まで及び第 11 項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
基準条例第 7 条第 9 項	児童福祉施設は	幼保連携型認定こども園は
	児童福祉施設の長	園長
基準条例第 7 条第 10 項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者に	認定こども園法第 14 条第 6 項に規定する園児（以下「園児」という。）に
	当該利用者	当該園児
基準条例第 7 条第 12 項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
	利用者	園児
基準条例第 7 条第 13 項	省令第 33 条第 1 項の規定により保育所（法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第 7 条第 14 項及び第 15 項	保育所	幼保連携型認定こども園

2 満 3 歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 保育室の面積は、1 学級当たり 53 平方メートル以上であること。

(2) 遊戯室（府省令第 7 条第 1 項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室）の面積は、1 施設当たり 100 平方メートル以上であること。

3 幼保連携型認定こども園は、調理室に園児が立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない

（幼稚園型認定こども園の認定要件）

第 5 条 幼稚園型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする場合にあっては同条第2項第1号及び第3号に掲げる基準を、同条第3項の認定を受けようとする場合にあっては同条第4項各号に掲げる基準を満たさなければならない。
- (2) 満3歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。
 - ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。
 - イ 遊戯室（幼稚園の学級数が1である場合その他特別の事情がある場合にあっては、保育室及び遊戯室を兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- (3) 幼稚園型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

○県条例 附則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中認定こども園の認定要件等に関する条例第9条及び第10条の改正規定並びに第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定、第2条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1三宮地区の項の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定は、公布の日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて第1条の規定による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする場合であって、現に当該幼稚園に調理員を置いているときは、平成32年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条第13項に定める基準は、適用しない。
- 3 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園の保育室又は遊戯室の面積は、当分の間、改正後の条例第3条第2項に定める基準にかかわらず、次に掲げるいずれかの基準を満たさなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）第7条第6項第3号に定める基準を満たすこと。
 - (2) 満2歳以上満3歳未満の園児に対する保育を行うための保育室の面積が当該園児1人につき1.98平方メートル以上であり、かつ、満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室及び遊戯室の面積が次に掲げる基準を満たすこと。

ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること

イ 遊戯室（府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。

4 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であって、現に当該保育所に調理員を置いているときは、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、基準条例第7条第13項に定める基準は、適用しない。

5 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、改正後の条例第3条第2項の規定は、適用しない。

6 幼保連携型認定こども園は、府省令附則第4条第3項の規定により、同項各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設ける場合は、園児の移動時の安全を確保しなければならない。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の条例で定める要件の特例）

7 施行日の前日において現に設置されている幼稚園、保育所又は改正後の条例第2条第5号に規定する特定認可外保育施設が、それぞれの施設と同一の所在場所において当該施設の設備を用いてそれぞれ同条第2号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第3号に規定する保育所型認定こども園又は同条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園（以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。）として認定を受けようとする場合における屋外遊戯場に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、同項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第4の5の1又は2に掲げるいずれかの基準に適合することとする。

（特定認可外保育施設の設定）

8 施行日の前日において現に設置されている特定認可外保育施設型認定こども園の保育室又は遊戯室及び乳児室又はほふく室の面積に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、当分の間、同項及び改正後の条例第7条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の認定こども園の認定要件等に関する条例第8条第3号ウ及びオに定める基準に適合することとする。

⑪ 県規則：認定こども園の認可手続等を定める規則

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請）

第3条 法第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号の2のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類
- (2) 施設の敷地（屋外遊戯場として利用する施設外の土地を含む。）並びに施設及び設備の面積を記載した書類、付近見取図及び平面図
- (3) 子育て支援事業（条例第4条第3項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が実施しなければならない事業をいう。）の実施計画を記載した書類
- (4) 子どもの選考に関する事項その他の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の管理運営等に関する事項について記載した書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める書類

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「特定認可外保育施設認定基準」という。）は、別表のとおりとする。

別表（第8条関係）

3 保育の内容等

(1) 保育の内容

ア～カ〈略〉

キ 子どもの身長及び体重その他の発育の状況を定期的に把握すること。

ク 子どもの健康状態は、登園及び降園の際に観察するとともに、入所時の健康診断及び1年に2回の定期健康診断を実施することにより把握すること。

⑩ 基準条例：法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

（児童福祉施設の基準）

第7条 児童福祉法第45条第1項の規定による条例で定める児童福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、助産施設（法第36条に規定する助産施設をいう。以下この条において同じ。）については省令第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条、第13条、第14条及び第14条の3に定める基準を除き、助産施設以外の施設については省令第5条第3項及び第6条に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第32条第5号に定める基準中「、調理室」とあるのは、「、医務室、調理室」とする。追加〔平成24年条例33号〕

2～3〈略〉

4 児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 〈略〉

7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必

要な訓練を行わなければならない。

- 8 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

9～12 〈 略 〉

- 13 省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許若しくは同条第3項の規定による管理栄養士の免許の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

14～15 〈 略 〉

⑨ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について 〔令和7年1月27日県こども政策課長通知〕

〈 前文略 〉

Ⅱ 認定こども園

1 趣旨

認定こども園における保育は、専門的知識と技術を有する保育士資格を有する者が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦勞する状況が生じている。

このため、一定の場合（※）に、都道府県知事が保育教諭、もしくは幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者（以下、「保育教諭等」という。）と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育教諭等に代えて配置することを認める、園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「職員」という。）の配置基準の緩和の特例（以下「特例」という。）の兵庫県における適用を平成28年11月1日から平成30年までの間試行的に開始し、平成31年度以降も令和6年度末までの6年間延長としてきた。

このたび、保育士不足の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で令和6年度末までとしていた適用期間を、令和9年度末まで延長することとする。

※幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号、以下、「命令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号、以下、「告示」という。）で定める場合（下記3のとおり）

2 特例の対象となる職員

（1）幼保連携型認定こども園

副園長（幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有する者に限る。）、教頭（同左）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師

- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者

3 特例の内容

- (1) 朝夕等、園児の人数に応じて必要となる対象職員数が1名となる時間帯
命令第5条第3項本文もしくは告示第3の1、2及び4の規定にかかわらず、職員1名に加えて、次の①～③の者を、「知事が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」として配置することを認める。（命令附則第5条、告示附則第3項）
- ① 保育所又は認定こども園において常勤で1年以上保育業務に従事した者
 - ② 家庭的保育者
 - ③ 子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）を修了した者
- (2) 1日につき8時間を超えて開所している認定こども園
必要となる職員に加えて教育及び保育に直接従事する職員を確保している場合にあっては、以下の要件を満たすことで、(1) ①から③の者を、知事が保育教諭等とみなすことができることとする。（命令附則第7条、告示附則第6項）
- ① 追加的に確保している職員の数から、命令第5条第3項の表備考第1号もしくは告示第3の1、2及び4に規定する職員の数を差し引いた数の範囲内
 - ② 補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事できない。
 - ③ 各時間帯において必要となる職員の数の3分の1以内※としなければならない（命令附則第8条、告示附則第7項）。

※「3分の1以内」について

【幼保連携型認定こども園】

命令附則第6条に基づき職員に代えることができる者	}	左記の総数が、必要となる職員数の3分の1以内
同附則第7条に基づき知事が保育教諭とみなした者		

【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】

告示附則第4項に基づき保育士資格を有する者に代えることができる者	}	左記の総数が、 となる職員数の 3分の1以内
同附則第5項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者		
必要に代えることができる者		
同附則第6項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者とみなした者		

4 特例を利用する場合の知事への報告

特例を利用する事業者（公立の場合は市町長）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条・第30条第2項に基づく報告徴収として、県知事に利用開始の報告を行うこととする。

また、既に特例を利用している場合で、特例利用期間の延長、特例対象の職員を変更する場合及び特例の利用を終了する場合も同様とする。

(1) 報告時期

特例の利用（職員の変更、終了）前とする。

(2) 報告書類

所定の様式による。

(3) 報告方法

- ① 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、特定認可外保育施設型認定こども園

市町を経由して所管の健康福祉事務所監査指導担当課にデータ（別紙様式2-1～3）及び紙2部提出

- ② 幼稚園型認定こども園

市町を経由してこども政策課にデータ（別紙様式2-1～3）及び紙1部提出

5 特例の利用が認められない場合

次の（1）から（3）のいずれかに該当する園は、特例を利用することはできない。

- (1) 過去3年間（認定こども園への移行前も含む）の指導監査において、知事から勧告や改善命令、文書指摘（職員配置の不備に係るものに限る。）を受けている場合
- (2) 新たに開設した年度又は開設後未だ指導監査を受けていない場合
- (3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において特例対象の職員を配置することにより、本来の保育所又は幼稚園の認可基準、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなる場合

6 特例を利用できる期間

令和10年3月31日まで。

令和10年度以降の対応については、令和9年度に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。

7 〈 略 〉

⑳ 学校教育法

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深め

るとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

⑳ 学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

- 1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 5 収容定員及び職員組織に関する事項
- 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舎に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
 - 1 通信教育を行う区域に関する事項
 - 2 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第5条第3項において同じ。）に関する事項
- 3 第1項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。